

平成19年3月6日（火）

○副議長（杉本雅英君） 順番10、7番 清水信弘君。

〔7番（清水信弘君）登壇〕

○7番（清水信弘君） 議長のお許しをいただきました。質問席より始めたいと思います。

梅の春から桜の春へ三寒四温の候、日々季節が揺れています。

これより一般質問であります。

まず1、旧高野口町住民に対する行政サービスについて質問いたしたいと思えます。議員諸兄及びご当局におかれましては、別紙をご覧くださいのことと思えます。瞭然のごとく、我が橋本市は和歌山県において、恐らく全国においても合併後に支所をなくすとした合併、加えて不在者投票所、すなわち期日前投票所までなくしてしまった合併はここだけという、全国に冠たる行政改革先進地となったと思われまふ。近い将来、全国各市からのすばらしい行政改革の成果の視察が相次ぐことが容易に予想されるところであります。

さて、民主主義の基本中の基本、それは言うまでもなく選挙であります。民主主義連鎖の頂点に立つ者、それは私ども議員でもなければ市長でもない。知事でもなく総理大臣でもありません。それは住民・国民であること、最も進んだ政治形態とされる民主主義の続く限りにおいて当然と認識されねばなりません。

この住民・国民が有する権利の選挙権を行使する一つの場所である我が高野口町の期日前投票所が、住民・町民の全くあずかり知らぬうち、合併の美名のもと廃止が決められていたことを知っていた町民は、知り得る範囲において全くありません。合併協議会へ参加していたある協議会メンバーが、高野口町の有権者、それにつき質問されたとき、それも

含めて町議会議員が合併に賛成したではないかと有権者に説明されたとか。このことをいつ私ども町議会議員に説明されたかお教え願いたいものであります。もちろん、それにつき知ろうとしなかった私も全く反省していないわけではありませんが、知っていながら期日前投票所をなくすことに賛成した人は、なおさらおかしいという理論は妥当性を持たないものでありましようか。

この我が高野口町の期日前投票所をなくした影響は、昨12月17日の知事選における我が市の投票率に歴然であります。すなわち31.55%、和歌山県9市のうち和歌山市、岩出市に続き下から3番目であります。翻って平成16年8月8日の知事選挙の結果と比較してみると、合併前の旧橋本市において32.53%、旧高野口町において38.66%、合わせますと33.9%となります。高野口町の期日前投票所をなくした結果が投票率において33.9%マイナス31.55%イコール2.35%低下させたということになります。換言すれば新橋本市は民主主義を2.35%押し下げたということになると思えます。また、旧高野口町の人口の4倍近い人口の旧橋本市の投票率を2.35%下げたということは、和歌山県全市の平均が今回31.02%、前回は30.59%と今回のほうが高く、旧橋本市だけの投票率もこれに倣ったとして、旧高野口町だけの投票率の低下はこの2.35%の数倍、10%に近いものになったと推測されます。この事実は今後いかに市政に反映されることでありましようか。一刻も早く民主主義の本市に戻るべきとは思われませんでしょうか。

支所・市庁を廃止すること、これについても異議を唱えずにはいられません。12月請願

の結果も踏まえねばなりません、この場で我が県他所の合併における事実も披瀝しておかねばならないと思います。

私の調査の別紙による県内合併市町村において、支所、第二庁舎、行政局と呼び名はさまざまでしたが、その場所で住民の要求にこたえられない事象はありませんでした。唯一旧花園村だけが旧村民の要求にこたえるため1ないし2日かかることがあるが、すべて旧庁舎で処理するとのことでありました。かつらぎ町までのバスの便は1日5便、片道150円。

当市と酷似の合併形態の海南・下津の合併においては、合併後1年間の下津の旧庁舎における職員の配置は約50名、1年たって17名、神出市長の下津が寂れてはいけないとの配慮から海南市役所に移っていた教育委員会の約50人を下津に異動させるなど、1年過ぎて旧庁舎にすだく職員は増えました。この心遣いを喜ばない旧下津町民はいるでしょうか。

国策の合併の美名のもと行財政改革を行うことが何よりも重要事項であり、住民の福祉・安寧は、特に高野口町のそれは二の次三の次に扱われてきたこと、いざ高野口町役場が廃止されるという時期に来て、高野口町住民においてその重要性がひしひしと感じられるようになったと思われまふ。この行財政改革という事象は、言葉をかえれば役所における金の使い道を制限するという言葉に置きかえられるものと認識いたします。いわゆる無駄遣いの廃止ということでありまふ。この時期になって旧高野口町民にとって高野口町役場が無駄の象徴のごとく扱われてきたことを憤らずにいられる旧町民はいないと思いまふ。

しばしの余談を許されたい。合併協議会へ参加していた、いわゆる学識経験者でリーダー的な人が、石田代議士の集会で「我々が苦勞してなした合併で、合併すれば交付税は減

らさないと政府は言っていた。なのにこの減額は何だ。これは国家的詐欺ではないのか」と発言されました。代議士の答えは、「確かにその側面、いわゆる詐欺的側面はあります。ただ交付税は税収によって増減されますから、減額は仕方ない」とのことでありました。

ただ今現在の景気はいざなぎ景気を超える好調局面にあるという発表がなされています。税収の上がない格差社会を生んだだけの不思議な好景気と断定しなければなりません。全国の合併、この合併はまさしく国家の詐欺的的局面によってなされたのでしょうか。また、この合併に限らず、今回の全国における合併騒ぎは、一にも二にも合併特例債目当てでしかありません。これはこの一見有利な債務、すなわち借金をして地方における景気をよくしようとする政策は、アメリカの1929年ニューヨーク・ウォール街の株価大暴落による世界大恐慌の収拾策として打ち出されたニューディール政策をまねたものであることは論を待ちません。この政策の成否については分かれるものがありますが、これは国における公共事業を増やし、その危険負担は国が負うというものでありまふ。合併特例債は基本的にその使い道を合併各自治体の新規事業に限ったもので、しかも借金の3分の1は返済しなければならぬというもの。一見有利な債務に思えるものでも3分の1については返済を迫られる。自治体になした事業の維持管理については当然その自治体が負わねばなりません。危険の負担は自治体に大きいと思わねばなりません。大急ぎで合併特例債を使った自治体は今、大騒ぎとなっていると聞いていまふ。合併特例債を使うに慎重を期すようにならざるを得ない状態でしょう。とすると合併特例債を使って景気を回復しようとする試みは勢い疑問を呈してしまうことになりまふ。私は行財政改革のためには使わないほうがい

と思います、使わないと景気が回復しない、税収が上がらない。市町村合併はそのジレンマの中、今回の合併騒ぎは大失敗に終わるのではないかと懸念しています。

さらに余談です。経済、もっと端的に言えば好景気は人の世にしか存在しません。好景気はすべて無駄に支えられるということに思い至らねばなりません。例えば衣食住について考えてみましょう。衣は暑ければ裸で、寒ければそれをしのぐだけのものでよいこと、食は一汁一菜で十分、住は起きて半畳、寝て一畳で良いということになるのではないのでしょうか。何でファッションショーにご婦人が群がるのでしょうか。ネクタイなど愚の骨頂としか思えません。何でグルメ番組があるのでしょうか。何で豪邸に住みたがるのでしょうか。それは、こういうことがなければ人の世の経済は動かないということでしょう。ダイヤモンドは、サファイアは生きていく上に必要でしょうか。自動車はタイヤが四つあればよいもの。なぜレクサスに、ベンツに乗りたがるのでしょうか。このいわば無駄の大量消費が好景気というものではないのでしょうか。合理的に説明のつく、私の説くところの無駄遣いは大いに進められねばならないものと私は考えます。

かつての高野口町政においては、200万円の土地を5,000万円を買ったり、同じく300万円の土地を3,500万円で購入、逮捕者まで出しました。あれは無駄遣いではなくむちゃ遣いと言いかえねばならないもので、無駄遣いとは一線を画する考えでいなければなりません。市も県も国もこの点で無駄遣いは大いに勧め、むちゃ遣いは厳に慎むべきものと心得ねばなりません。この差をわからず無駄遣いと一言で処理してきたことが、地方に責任を押しつける今回の合併騒ぎなど、日本の混乱を生んできた要因であると私は確信いたします。

閑話休第。果たして高野口町役場を維持、例えば支所化・行政化することが新市においていわゆる無駄遣いであったとして、そこに集まる人による経済効果はどのようなものでしょう。旧高野口町民の新市に対する安堵感は何れほどのものとなるのでしょうか。これはむちゃ遣いなのでしょうか。元町長の辻本さんは、昭和の合併を挙げ、「役場はそこにあるもんやと思えば不便は感じない」と、のたまった記録が旧役場公室に残っています。旧町民にとってバス代で780円、タクシー代で3,800円も払って橋本市役所がそこにあるもんやと思うことは不可能です。生活弱者にとって、これはむちゃ遣いにほかなりません。

私はいわゆる字根性でこの発言をしているわけではありません。ならば隅田はどうだ、紀見はどうだという意見は承知しています。しかし、その地は市役所とかの地のロケーションを承知で住まわれてきた方も多く、にもかかわらず人口が増えてきた地でもあります。意見は傾聴に値すると思っています。

いきなり役所と住民のパイプを切断する。すなわち高野口町役場を廃止する。高野口町の廃れは現在進行形です。それよりもはるかに恐ろしい人心の荒廃こそ案じられます。役場機能を壊滅させることにより、新市の行財政改革が進んだとして新市が発展するのでしょうか。新市の税収が上がるのでしょうか。それが新市の礎を崩すことを私は心からおそれます。

「時間ゆたかに流れくらし潤う創造都市」橋本へ、次のごとく質問いたします。

1、旧高野口町に期日前投票所の設置を、その程度のこと不可能な理由をお伺いしたいと思います。

2、平成17年8月1日付の高野口町役場跡の利用計画と銘打って、高野口町執行部が町民に配布したイメージ図には、高野口町役場

跡は「著しく住民サービスが低下しないよう地区公民館に福祉関連機能を兼ね備えた複合施設として整備します」とあります。福祉関連施設、地区公民館の建設が住民サービスの低下を防ぐ手段とはとても思えませんが、そのうちの福祉関連施設の建設については、既に雲散霧消しています。それは高野口町民にとって著しく住民サービスが落ちると考えてしかるべきということになると思います。また、この「著しく住民サービスが低下しないよう」という一言を入れることに、旧橋本市の合併協議会メンバーから大クレームがついたということが高野口町合併協議会メンバーから最近伺いましたということも申し上げておきます。

3番、コミュニティバスの運行は結構なことだと思います。ただ、これを利用して橋本市へ出向き、これを利用して高野口町に帰ってくるとなると、間違いもなく一日仕事になります。げた履きで町役場に行けた人間がスーツ等正装して出かけねばならなくなりそうです。行きたい時間に出かけ、ほぼ帰りたい時間に帰れる、路線バスの回数券等を高齢者またはいわゆる生活弱者と言われる方々に配布を検討されてはどうでしょうか。コミュニティバスとの経費比較もされてはどうでしょうか。

次に、橋本市民病院について質問いたします。1番、医療費自動精算機について。トラブル多く精算を求める人がすぐ並ぶと聞きました。最近相次いでその不満を耳にしました。トラブルの頻度はどの程度でしょうか。1台いくらですか。欠陥品ではないのですか。メーカーはどこですか。トラブルが続発するようなので、そのメーカーを病院に常駐させればどうですか。コンビニでは2人客が並ぶとすぐ2台のレジを使用します。その精算機のそばには使用の説明をする人が立っており、

かつまたすぐそばのカウンターに2名の人員がおられます。彼らに精算機不備の折には即座に精算の対応をさせればどうでしょうか。

2番、橋本市民病院へのバスの便は日曜日については高野口町よりのコミュニティバス、橋本駅からの無料バスについては、そのサービスに浴する市民はいないということになります。基本的に見舞いは休日と理解すべきと思いますが、橋本市民病院は見舞いに行くには極めて不便な場所にあると考えるべきものなのでしょうか。

3番、参考までに平日平均と休日の見舞いに訪れる人の人数を教えてください。

以上、質問席より終わります。

○副議長（杉本雅英君） 7番 清水信弘君の一般質問に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（上田敬二君）登壇〕

○健康福祉部長（上田敬二君） 議員おただしの生活弱者及び高齢者への高野口から橋本市までの路線バスの割引回数券についてでございますが、路線バスの運営は道路運送法に基づき旅客運賃を定め、国土交通省の認可を受け民間事業者が行っております。本市が独自に割引回数券を発行することは運賃の割引分を負担することになります。趣旨は理解できるところでありますが、現在の本市の財政状況では困難な状況でありますので、ご理解のほどをお願いいたします。

なお、橋本・高野口間には、道路交通手段として路線バスのほか昨年11月からコミュニティバスの運行を開始いたしました。低料金で利用できますので、利用促進に努めてまいります。

○副議長（杉本雅英君） 教育次長。

〔教育次長（岸田茂利君）登壇〕

○教育次長（岸田茂利君） 高野口地区交流センター、公民館に福祉関連機能を兼ね備えた

複合施設についてお答えをいたします。高野口交流センターの建設につきましては、12月の議会全員協議会でもご説明させていただきましたが、本年7月頃より工事に着手し、平成20年2月頃に完成の予定です。交流センター建設につきましては、高野口地区公民館の利用者の方々、橋本市身体障害者の役員の方々、橋本市公民館運営審議会、また高野口地区公民館運営委員会でお伺いした意見等を各関係部課長で構成される庁内検討委員会において協議し、その意見をできる限り施設建設に反映し、住民サービスの低下にならないように、またご利用いただきやすい施設として建設してまいります。

議員おただしの福祉関連機能を兼ね備えた施設につきましては、さきの議会全員協議会でお配りしました高野口地区交流センターの計画平面の1階右端の多目的室を活用していきます。現在、活用につきましては、健康課、介護高齢課等関係各課と検討協議をしています。病気予防の健康体操の開催や健康器具等による健康維持増進について精査して、福祉機能を兼ね備えた施設として住民の方にご利用いただきやすい施設として整備・活用していきたいと考えていますので、ご理解をお願いいたします。

○副議長（杉本雅英君）病院事務局長。

〔病院事務局長（尾崎慶和君）登壇〕

○病院事務局長（尾崎慶和君）清水議員のご質問にお答えいたします。橋本市民病院は、平成16年12月の新築移転時より、業務全般についてIT化を図り、取り入れ、運用しています。議員おただしの自動精算機についても同様に移転時より2台を導入し稼働しています。

精算機の利用については、高齢者等に配慮し、スムーズに精算業務が行えるように説明員を配備し運用を行ってまいりました。また、

最近ではボランティアの協力により操作案内をしていただき、順調に会計精算業務が行われていますが、それでもなお機械操作上の誤りによるトラブルがあります。例えば、曲がった硬貨により詰まってしまう、紙幣の挿入方法の間違い、紙幣と紙幣との間に他のものが混入している、紙幣の挿入場所に硬貨を入れてしまう、診察券と駐車券を間違えて入れてしまう等によるトラブルが1日数回発生しています。これらの場合は、機械は自動的に停止してしまい、病院担当者が機械の整備のため運用を一時停止しなくてはならなくなり、多くの方にご迷惑をかけてしまうこととなります。なお、このような場合で混雑が予想される場合は、3番会計窓口において職員が手動により対応しております。

精算機のメーカーは、株式会社アルメックス製の機械を使用していますが、導入から3年以上が経過したため、部品等の劣化によるシステム上のトラブルや機械上のトラブルが発生した場合は、機械を停止しメーカーに連絡し、修理調整を当日中に行うように努めています。また、メーカーからの常勤職員の配置については、システム上のトラブルや機械上のトラブルは年数回程度あり、保守料の費用面及びトラブル発生件数から鑑みて必要性は低いと考えます。また、精算機の増設については、現状の患者数から推測すると2台で対応が可能であると考えていますが、増設には1台約700万円が必要となるため、今後は患者数の増加等を考慮しながら検討していきたいと考えています。

次に、病院へのアクセスにつきましては、橋本駅から無料バス、市循環バス及び林間田園都市駅からの路線バスを利用して来院していただいています。特に病院無料バスについては、治療が必要な患者さまの利用を対象に運行している関係上、土日祝日は運行してい

ません。

なお、見舞い、付き添い等での来院件数は、1月分平日平均113.7件、土日祝日平均236.8件、2月分の26日までの実績は、平日平均115.9件、土日祝日平均292.6件となっていますが、休日の病院無料バスの運行につきましては、委託料等経費の面もあり、休診日のお見舞い等につきましては路線バス等をご利用していただきますようご協力、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（杉本雅英君） 選挙管理委員会事務局局長。

〔選挙管理委員会事務局（池田清次君）登壇〕

○選挙管理委員会事務局（池田清次君） 清水信弘議員のご質問にお答えいたします。

期日前投票制度は、選挙の投票は指定された投票所で投票日に自ら投票に行き投票することが原則ですが、投票日に仕事や用事、旅行などで投票所に行けないと見込まれる場合には、告示日の翌日から投票日の前日までに期日前投票所で午前8時30分から午後8時までの間、投票することができるというものでございます。

おただしの期日前投票所の増設につきましては、12月市議会定例会において同様のご質問をいただき、当面は現状のままで行かざるを得ないとのお答えをさせていただいたところでございます。新市における期日前投票所の取り扱いにつきましては、旧市町の合併協議の中で慎重に検討協議された結果、橋本市役所1カ所とすることとしました。その理由は、複数の投票所を設けた場合、現状のままでは二重に投票される可能性があるため、これの防止のためのシステムの構築が必要となりますが、その経費が1カ所増設の場合で約1,500万円と多額にのびります。県にも補助制度について問い合わせをしたところ、今のところないということでございます。期日前投

票は確定投票であり、投票箱の管理を厳重に行う必要があります。午後8時に投票が終了した後、基本的には投票したその場所で投票箱の保管をしなければなりません。そのときの投票箱保管管理が困難であること。選挙事務は複雑であり、投票所内で不測の事態が生じた場合にすぐに対応できる職員の配置が必要ですが、告示期間中の膨大な事務量から考えると到底現状では対応し切れません。選挙時のトラブルで一番多いのが期日前投票、不在者投票でもありますので、対応には万全の対策が必要となります。

また、地域的な面から見ますと、新橋本市は橋本市役所を中心にして半径約7km内におさまっています。もちろん期日前投票所を増設することにより、投票所が近くなり利便性の向上が図られるという点では十分理解をしているところですが、現状といたしましては非常に厳しいものがございます。

以上の点などから、現在のところ期日前投票は市役所1階会議室1カ所で実施していくことをご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○副議長（杉本雅英君） 7番 清水信弘君、再質問ございますか。

7番 清水信弘君。

○7番（清水信弘君） 今、期日前投票について、投票所の設置について答弁をいただいたんですけども、別表のごとく、ほかのところには紀美野町を除いて全部あるんですよ。今、述べられた理由をほかのところはみんな承知でやっているというふうに理解していいんですかね。

○副議長（杉本雅英君） 選挙管理委員会事務局局長。

○選挙管理委員会事務局（池田清次君） この資料でございますけれども、私もこの資料を拝見いたしました。それからまた、これに

類した資料を持ってございますけれども、この資料を見ますとわかるわけでございますけれども、実際合併しても増設をしていないところも紀美野町のようにあるわけでございますけれども、みなべ町につきましては現在1カ所ということになっておるようでございますけれども、4市5町においては増設をしておりますけれども、この内容を見ますと、増設をされております市町につきましては、例えば紀の川市なんかは分庁ということで役所の機能そのものを各役場に割り振りをしてございます。農林商工部とか保健福祉部、建設部、教育部といった形で分割をしておると。そのほか海南市なんかのように行政局を設置しておるところ、それからまた支所、これを設置しておるところでございます。行政局、また支所と申しますのは、基本的にその場所でその地域の事務的なところを起から結まで基本的にやっていくという体制をとっておりますのが支所、行政局でございますけれども、そういった体制を設けておるといって、これは合併に伴いこういう体制をとったということでございますけれども、職員の数を見てもそうでございますけれども、かなりの対応力を持っておるといって、それは期日前投票所の運営についても寄与しておるといふふうに考えてございます。

以上でございます。

○副議長（杉本雅英君）7番 清水信弘君。

○7番（清水信弘君）答弁が長いとポイントがわかりにくくなって困るんですけども、支所がないからできないということですか。

○副議長（杉本雅英君）選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（池田清次君）先ほどもご答弁の中で申し上げましたけれども、結局期日前投票所を運営するについては、それなりの対応が要ると。それはまず場所であ

ったり人であったりということで、先ほど申し上げましたけれども、支所と申しますのは基本的にはそういう形の対応がかなりできる場所であろうというふうに考えます。

以上でございます。

○副議長（杉本雅英君）7番 清水信弘君。

○7番（清水信弘君）そしたら、1年間のうちには基本的に20人いたんですけども、そのときにはどうしてできなかったんでしょう。去年の12月にはできたはずじゃないですか。

○副議長（杉本雅英君）選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（池田清次君）これは合併のときの旧の市と町の協議の中で、こういう形で出張所につきましても1年をめどに廃止という前提のもとで、協議の結果、場所の問題、また人の問題等々、それからまた当然ですけども、二重投票防止のための経費的な部分を総合的に慎重にお互いの市と町の委員会が協議された結果、こういう形で1カ所にしようということになったということでございます。

○副議長（杉本雅英君）7番 清水信弘君。

○7番（清水信弘君）杉本副議長も知らないで質問に及ばれたと思うんですけども、私どもの会派の2人についても聞きましたけれども、そういう議論は知らなかったと言ってますけれども、本当に慎重に皆さんにわかるようにされていたと思いますか。

○副議長（杉本雅英君）選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（池田清次君）合併協議の中での協議といいますのは、私も当時はほかの部署でございましたけれども、どこの部署でも一緒かと思うんですけども、まず合併協議会の中でそれぞれの事務担当が話をし、協議をし、それからそこでまとまった素案というものを、合併協議会の中でありま

すともまずは幹事会といったところ、機構の中にかけていくということで、順次その形で進めておいたというふうに理解をさせていただきます。そして、これのお知らせの仕方でございますけれども、合併前の旧高野口町の町の広報紙の2月号、その中でこういう形になりますということでお知らせはさせていただきます。

○副議長（杉本雅英君）7番 清水信弘君。

○7番（清水信弘君）助役にお伺いしたいんですけれども、このことについて合併協議会の中で問題にはならなかったんですか。高野口町側から全然異論は出なかったわけですか。助役も知ってはったのかな。去年の2月ですか。ほんでも、そんなことを恐らくみんな知らなかったですよ。ばんと大きく出ているのならともかく、助役が県からほかの合併も見られてきたと思いますけれども、そういうことについては口を挟める立場ではなかったんでしょうか。

○副議長（杉本雅英君）清原助役。

○助役（清原雅代君）合併協議会は、その合併前、平成17年の2月頃にもうだいたいの方向性というのが決まっておりましたので、その以降、協議会廃止後のいろんな合併までの事務事業調整というのも継続して両市町の中で行ってきております。選挙関係については、選挙管理委員会の中でも議論されたことを得て、幹事会あるいは新市になるため旧市町の首長が参加した推進本部の中で最終合意を得て決められたものでございます。

先ほど選挙管理委員会の事務局長のほうからもご答弁させていただきましたが、その経過につきましては、両市町の広報等を通じて広く住民の皆さま方に知っていただくための手続きを経ていると理解しております。

○副議長（杉本雅英君）7番 清水信弘君。

○7番（清水信弘君）広く知られてなかったですね。ほとんど知られてなかったですね。

そのことについては、そちらの考えというか言い分としては通ると思うんですけども、ほとんど知られてなかったですね。二重投票の防止だとか、そういうことは全部どこの市町でもこれは考えられていることなんです。それをなぜ橋本市がこういった橋本全市の民主主義を抑えるようなものしかできてないというのが私は不思議でならない。このあたりでこれは終わりにしたいと思っておりますけれども、例えば紀美野町に聞きました。そしたら、あまり美里町の方からあまり文句が出てないということでした。理由はわかりますか。

○副議長（杉本雅英君）選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（池田清次君）実は以前に紀美野町の担当の方とお話をしたことがございます。ですが、そのときにその辺の部分をお聞きすることがなかったので、推測になりますけれども、今、思ってみますと広報を十分にやったのかなという裏返しもあるのかなと思うんですけれども、その辺の部分であくまでも推測の域を出ませんので何とも言えませんが、できればお教え願いたいと思います。

○副議長（杉本雅英君）7番 清水信弘君。

○7番（清水信弘君）ご教示いたします。実は紀美野町の方はほとんどが野上町を通勤に行く。だから期日前投票をする人は、そういうことでほとんど通る人ばかりなんです。ただ二、三、文句はありましたということなんです。今回は高野口町、例えば喫茶店でその話が出ますと、みんな知らなかったと、もう本当に不満が紛々なんで、十分にご当局には認識をいただきたいと思っております。

次のこれが当局が約500万円ぐらいかけて町民に配布したのなんですけれども、この中に「高野口町役場跡が著しく住民サービスが低下しないよう、地区公民館に福祉関連機

能を兼ね備えた複合施設として整備します」とあります。答弁があったように、高野口町地区公民館、地域交流センターの中にこの建物全部を移して住民サービスが著しく低下しないように努めるということでもありますけれども、1室ですから、これの恐らく10分の1になっていると思います。10分の1のフロアで同じようなサービスが受けられるのでしょうか。

○副議長（杉本雅英君）助役。

○助役（清原雅代君）ただ今、清水議員がお示しいただきました図面というチラシにつきましては旧橋本市では存じておりません。旧橋本市の中で協議をいただいて配布されたものとは思っておりませんので。

○副議長（杉本雅英君）7番 清水信弘議員。

○7番（清水信弘君）そしたら、これはもう答弁しにくいようなので、これは高野口町執行部のパフォーマンスであったということで私は理解しておきたいと思います。

あと生活弱者及び高齢者に対して、すみません、もう一度同じ答弁をお願いできますかね。もう忘れてしまいました。

○副議長（杉本雅英君）それでは、議長のほうから申し上げます。もう一度清水信弘議員から再質問をお願いいたします。再度もう一度質問してください。

○7番（清水信弘君）コミュニティバスの運行は結構なものと思います。ただ、これを利用して市役所へ出向き、これを利用して高野口町に帰ってくるとなると、間違いもなく一日仕事になります。げた履きで町役場に行けた人間がスーツ等正装して出かけねばならなくなりそうです。行きたい時間に出かけ、ほぼ帰りたい時間に帰れる路線バスの回数券等を高齢者、またはいわゆる生活弱者と言われる方々に配布を検討されてはどうでしょう。コミュニティバスとの経費比較もされてはど

うでしょうか。

○副議長（杉本雅英君）当局の答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）生活弱者、高齢者への割引回数券の発行でございますけれども、福祉の充実については行政のめざすところでありまして、非常に厳しい財政状況であります。このような中で、割引回数券の発行については非常に難しい、現在のところ困難な状況でありますので、ご理解をお願いいたします。

○副議長（杉本雅英君）7番 清水信弘君。

○7番（清水信弘君）コミュニティバスとの経費比較は後ほどでもしていただくことはできますか。

○副議長（杉本雅英君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）コミュニティバスの年間の経費については予算計上しておりますからわかりますけれども、割引券の発行につきましては、割引をどの程度するか、あるいはその対象者をどこまでにするか、それによって数字が大幅に変わってきておりますので、現在では比較については困難かと思っております。

○副議長（杉本雅英君）7番 清水信弘君。

○7番（清水信弘君）病院の件に移りたいと思います。

議長、不規則発言をとめてください。

○副議長（杉本雅英君）私語が多いので慎んでいただきたいと思っております。はい、続けてください。

○7番（清水信弘君）実は病院の精算機について文句があるという人のところに行ったんですよ。その方が、精算機が不調だったらば、人の力で精算させてはどうかという提案がありましたので、私はその場から電話をしました。そしたら、人でできないのかと言ったら、

事務局の方に電話したら、それはシステム上できないという返事が返ってきたんですよ。だから、私がそれはおかしいなと思ってこの質問をしているわけですが、今、事務局のほうから、それはできるということだったので、できるというあれでよろしいわけですね。

○副議長（杉本雅英君）病院事務局長。

○病院事務局長（尾崎慶和君）ご答弁させていただきましたとおり、3番窓口でできます。

○副議長（杉本雅英君）7番 清水信弘君。

○7番（清水信弘君）事務の方の勘違いということで理解させてもらってよろしいわけですね。

○副議長（杉本雅英君）病院事務局長。

○病院事務局長（尾崎慶和君）そのとおりでございます。

○副議長（杉本雅英君）7番 清水信弘君。

○7番（清水信弘君）終わります。

○副議長（杉本雅英君）これをもって、7番清水信弘君の一般質問は終わりました。

暫時休憩をいたします。